

第3章 計画の考え方

市民参加推進計画の改訂に当たっては、「京都市市民参加推進条例」の理念に則り、前章までで述べた状況等を踏まえ、これまでの計画の第2章に掲げている「市民参加推進の意義・必要性和基本的方向性」の考え方に基づいて推進します。

《市民参加推進の意義・必要性和基本的方向性》

■意義・必要性

- (1) 市民ニーズを踏まえたより効率的、効果的な市政運営の確立とまちづくりの推進
- (2) 市民の英知と行動力の市政やまちづくりへの反映
- (3) 市民力の伸長と地域社会の活力の充実

■基本的方向性

- (1) 京都の伝統や資源を活かした市民参加の取組の推進
- (2) 市政運営の各過程やまちづくりにおいて、様々な主体が参加できる重畳的な仕組の用意
- (3) 市民力の向上とその支援

これまでの計画に基づく5年間の取組によって、市民参加に関する多くの基盤が整い、市民参加に対する市職員の意識は確実に高まってきました。しかし、そこから更に進展させていくためには、市政やまちづくりに参加する市民の活動を促し、市民一人一人の力をより向上させていく取組が必要であり、そのことは、市民参加推進フォーラムからの提案においても指摘されています。

そのため、今後の5年間は、「市民の**ち・か・ら**」をキーワードとして、次の点に留意しつつ市民参加を推進していきます。

○市政参加に関する制度の“**ちやくじつ**”（着実）な運用

これまでに制度化した審議会の公開やパブリック・コメントなどの市政参加の仕組みについて、より市民が実感できる取組とするため、“着実”な運用に努めます。

○市民活動への支援と協働による“**かつりよく**”（活力）ある取組を推進

地域性やテーマ性に応じて市民活動へのきめ細やかな支援を充実させるとともに、行政との*協働による“活力”ある取組の推進に努めます。

○庁内の推進体制の整備による“**らしんばん**”（羅針盤）としての情報提供の充実

市民参加に関する情報の共有、ノウハウの継承、職員の意識向上など、庁内の推進体制の整備により、市民参加を更に進めていくための“羅針盤”の役割を果たす情報提供の充実に努めます。

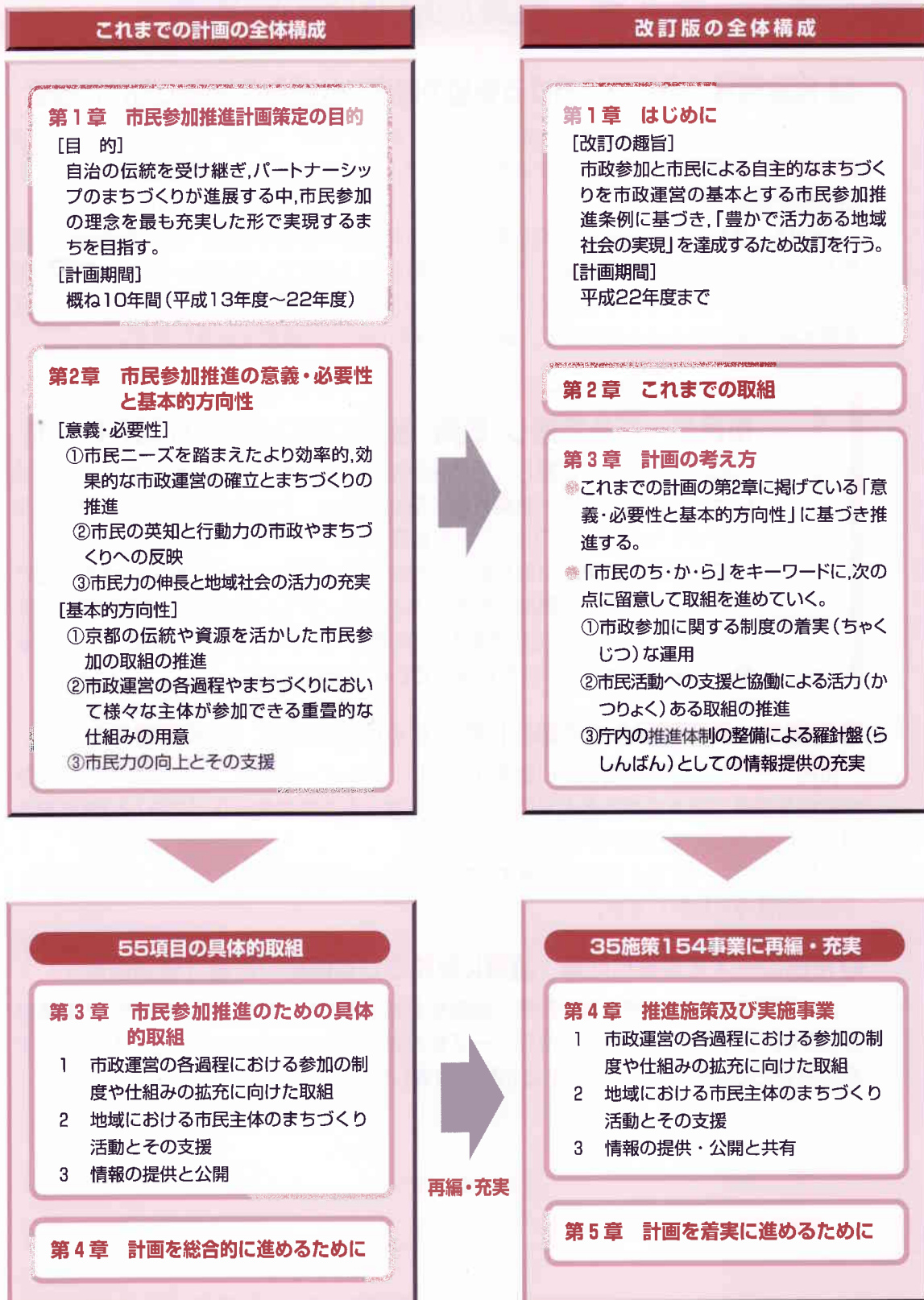
なお、計画の改訂に当たっては、これまでの計画に掲げていた55項目の取組をより体系的でわかりやすいものとするため、その趣旨・目的を引き継ぎながら35の推進施策と154の実施事業に再編・充実しました。



協働

自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、補完し合うこと。
（京都市市民参加推進条例第2条より）

(参考)これまでの計画との全体構成の比較



再編・充実